

令和8年度構成世帯調査に関するQ & A

令和8年8月 地域づくり推進課

Q 1 調査の目的は何か？

A 1 各住民自治協議会における構成世帯数等を照会し、次年度の地域づくり推進交付金の世帯割（基本項目）及び広報紙等配布事業（地域選択項目）部分の算定根拠とします。

Q 2 調査基準日はいつか？

A 2 令和8年10月1日を基準日とします。

Q 3 調査対象はだれか？

A 3 広報紙等を民間事業者が配布する地域は、住民自治協議会の活動に取り組んでいる「構成世帯」を対象とします。広報紙等を住民自治協議会が配布する地域は、「構成世帯」に加えて構成世帯に該当しない世帯や事業所等の「非構成世帯等（広報紙等の配布先）」も調査の対象とします。

Q 4 住民自治協議会の構成世帯とは何か？

A 4 各区域内に居住し、自治会等に参加するなどして住民自治協議会の活動に取り組み、回覧等を通じて双方向の連絡体制が構築されている世帯のことをいいます。

Q 5 広報紙を配布しているだけで、回覧文書が閲覧できない世帯は、構成世帯といえるか？

A 5 専ら広報紙を配布しているだけで、自治会等に未加入であるなど回覧やその他の文書の閲覧をする体制ができていない世帯は、住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築されていないため、構成世帯とはいえません。

Q 6 住民自治協議会に参画する各種団体や事業所等は構成世帯か？

A 6 各種団体や事業所等は、地域住民が居住する世帯とはいえないため、会費を納める等の活動実態がある場合でも、構成世帯には該当しません。

Q 7 同一の敷地や住居内でいわゆる二世帯同居をしている家族はどうなるか？（広報紙等は2部届けている。）

A 7 それぞれの世帯で地域内における活動実態（例：それぞれの世帯が会費を納入している、地域活動に参画している、など）があるなど、当該世帯において相応の義務が履行され、世帯分離が認知されている状況であれば、どちらの世帯も構成世帯とします。一方の世帯のみに活動実態が認められる場合は、その世帯は構成世帯となり、もう一方の世帯は、構成世帯に該当しない非構成世帯等（広報紙等の配布先）となります。

令和8年度構成世帯調査に関するQ & A

令和8年8月 地域づくり推進課

Q8 回覧文書は閲覧できるが、行事参加などの活動は殆どしない世帯がある。この世帯は構成世帯といえるか？

A8 地域活動への関わり方は世帯によって様々です。活動実態が希薄であっても、回覧文書等の閲覧ができ、自治会長等がその世帯の連絡先を把握するなど、地域コミュニティの輪に参加し、認知されている状況があれば、住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築されている構成世帯といえます。

Q9 調査報告後に世帯数が変わった場合、報告が必要か？

A9 この調査は令和8年10月1日現在の世帯数を報告いただくものですので、提出後に世帯数の変動があった場合の報告は不要です。ただし、広報紙等の配布部数や回覧部数に変更がある場合は、各月7日までに住民自治協議会を通じて市地域づくり推進課へご連絡ください。

Q10 世帯主氏名の調査は不要なのか？

A10 令和4年度までは、参画する地域住民の活動量に応じた交付金額を正確に算出するための方法として、世帯主氏名の調査・報告を依頼していました。しかし、住民自治協議会の事務負担の軽減を図る必要があることなどを踏まえ、令和5年度より、市への報告のための氏名の調査は不要としました。
ただし、自治会等や各住民自治協議会の独自の判断と責任において、個人情報保護法を遵守したうえで、氏名の調査を継続することを妨げるものではありません。

Q11 住民基本台帳又は国勢調査の数値を使えばよいのでは？

A11 地域づくり推進交付金は、地域活動に充当することを目的としており、住民自治協議会に参画する地域住民の活動量に応じた交付金額の算出を目指しています。

住民基本台帳や国勢調査の数値は、地域内に居住する世帯数を把握するものですが、住民自治協議会との双方向の連絡体制が構築されている世帯や、地域活動に参画している世帯を把握することはできないため、住民自治協議会による「構成世帯」数調査をお願いしております。

また、構成世帯の把握は交付金額の算出のためだけではなく、住民の地域活動への参画状況を把握し、今後の住民自治協議会の運営や活動を見直すための情報としても有益です。「構成世帯」が増え、地域の特性に応じた地域づくりにつながることを期待しています。